



様式第二十号(第十二条の五関係)

## 産業廃棄物処理施設変更許可証

令和3年9月30日

住所 神奈川県横須賀市内川二丁目5番50号

氏名 株式会社リフレックス  
代表取締役 本田 雅昭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

横須賀市長 上 地 克



許可の年月日	平成5年12月17日(廃プラスチック類) 平成13年2月1日(木くず・がれき類)	許可番号	第28号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	施設の種別: 廃プラスチック類の破碎施設 木くず・がれき類の破碎施設 処理する産業廃棄物の種別: 別紙のとおり ※混合廃棄物の破碎施設として使用する場合は、処理する産業廃棄物の種別: 別紙のとおり		
設置場所	横須賀市内川二丁目5番50号		
処理能力	別紙のとおり		
許可の条件			
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合には当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。また、前記の審査請求をしなくても、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横須賀市長を被告として(訴訟において横須賀市を代表する者は、横須賀市長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して、6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

## 処理する産業廃棄物の種類及び処理能力

## 1. 廃プラスチック類の破碎施設

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第7号)

処理する産業廃棄物の種類：廃プラスチック類

処理能力：8.94 t/日(12時間)

## 2. 木くず・がれき類の破碎施設

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2)

処理する産業廃棄物の種類：木くず、がれき類

処理能力：145.2 t/日(12時間) (木くず)

372.98 t/日(12時間) (がれき類)

## 3. その他

(混合廃棄物の破碎施設として使用する場合)

処理する産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・  
コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じるものを除く。)及  
び陶磁器くず、がれき類

処理能力：92.33 t/日(12時間)

